第８章
重点施策
Priority Measures

本市においては、平成30年から令和４年の５年間に自殺で亡くなった８人のうち、50歳代が４人（２人に１人の割合）となっています。本市の自殺実態プロファイルにおいては、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に関わる自殺対策が喫緊の課題とされております。

また、日本における若者の死因第１位が「自殺」であることから、子ども・若者に対する取組も加え、これらを本市における重点施策として位置付け、対策を推進します。

ここでは、主な事業を掲載し、詳細な事業は、33ページ「資料編」に掲載します。

POINT／４つの重点施策

❶ 被雇用者・勤め人に対する取組
❷ 高齢者に対する取組
❸ 生活困窮者に対する取組
❹ 子ども・若者に対する取組

❶ 被雇用者・勤め人に対する取組（全40事業）

【事業】全40事業中４事業を紹介します。その他の事業はP33以降を参照。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課
18	消費生活相談	市民	消費生活に係る相談について、受付、処理、あっせん等トラブルの解決に努める。	多重債務等のトラブルを抱える市民に対し、適切な相談処理を行うことで自殺リスクの軽減に努める。	市民課
73	母子家庭高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の保護者	母子家庭の母に対して看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費を支給することで、高等母子家庭の母の就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するもの。	①ひとり親の自立目的職業訓練等に係る費用を助成することで、自殺のリスクの抑制に努める。 ②給付金の手続きの際等、生活状況等を確認し、自殺の早期発見に努める。	保健課

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課
85	**新規就農事務**	新規就農者	未来の農業従事者の確保及び育成のため、新規就農者を支援する。	就農開始直後の経営不安定な新規就農者からの相談について、適切な支援に努め、抱えている問題や将来への不安や悩みを緩和する。	農林課
87	**商工振興資金利子補給事業**	商工会員	商工業振興資金を借り入れた者に対して、借入の初年度に限り利子の一部を補助する。	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげるために、啓発に努める。	水産商工観光課

❷ 高齢者に対する取組（全44事業）

【事業】全44事業中５事業を紹介します。その他の事業はP33以降を参照。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課
32	**訪問給食サービス事業**	概ね65歳以上の独居もしくは虚弱高齢者のみの世帯などのうち、サービスが必要と認められる者	食事の支援を行うことにより、自立した食生活への改善と孤独感の解消を図り併せて安否の確認を行う。	配食事や問い合わせ時において、高齢者の抱える問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	福祉課
34	**在宅高齢者等緊急通報体制整備事業**	65歳以上の一人暮らしで慢性疾患等を有し、かつ、住民税非課税である者	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進を図る。	通報システムの設置を通じて、独居高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	福祉課
41	**地域ケア会議推進事業**	65歳以上の市民	支援が必要な高齢者等について多用な関係者で課題解決の検討を行い、地域でその人らしい生活の継続を支援するとともに、共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけ、地域包括ケアの推進に取り組む。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことに努める。	福祉課

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課
43	**認知症カフェ**	市民	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従 事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機 会を提供する。	支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援の強化を図る。介護疲れによる精神的・肉体的ストレスを緩和する。	福祉課
44	**介護予防・日常生活支援総合事業**	要支援者	通所型サービス、訪問型サービス	65歳以上の方を対象に住み慣れた地域で暮らし続ける為に、必要な通所・訪問サービス等を提供し、支援を行うことで、本人の望む生活を実現し生きることの促進につなげる。 困りごとを支援することで、閉じこもり、うつによる社会的孤立を予防する。	福祉課

❸ 生活困窮者に対する取組（全29事業）

【事業】全29事業中３事業を紹介します。その他の事業はP33以降を参照。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課
9	**滞納整理事務**	市税又は国民健康保険税の滞納者	市税又は国民健康保険税の滞納整理事務	滞納の根本原因となっている経済環境等を把握することで、対象者の状況に応じた相談窓口を案内する体制を構築することにより根本原因の解消につなげる。	税務課
35	**生活保護法施行事務**	被保護者及び要保護者	生活保護法に基づき８種類（生活・住宅・教育・生業・医療・介護・葬祭）の扶助を実施する。	「健康で文化的な最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的として実施する。	福祉課
38	**生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業**	市内の中学生	子どもに対する学習支援事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行い、貧困の連鎖を予防する。	福祉課

❹ 子ども・若者に対する取組（全62事業）

【事業】全62事業中５事業を紹介します。その他の事業はP33以降を参照。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課
55	**妊産婦・新生児訪問**	産婦 新生児	助産師、保健師等が妊産婦、新生児の訪問指導を行う。	妊娠期から産後、新生児期に訪問を行うことで産後うつや育児ストレスの相談・助言を行い、早期に適切な支援先へつなぐとともに、各機関と連携を図る。	保健課
62	**産後ケア事業**	生後３か月以内であり、かつ家族等から十分な家事及び育児などの支援が受けられない産婦	退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、子どもを産み育てやすい体制の整備を図る。	産後は育児への不安、疲労等から、産後うつのリスクを抱える危険性があることから、出産直後の早期段階から助産師等の専門家が支援・助言等を行うことで、リスク軽減を図り、関係機関と連携を図る。	保健課
65	**親子教室**	就園前の発達に不安のあるすべての幼児およびその保護者	遊びをとおして親子関係や社会性、コミュニケーションの広がりを育てるとともに、心理士、保健師等による相談を行う。	親子のふれあいを通して、参加者やスタッフ間で保護者の悩みの共有を図り、専門家による相談助言を行うことで、保護者の不安や精神的な負担の軽減を図り、専門機関と連携を図りながら支援を行う。	保健課
75	**子育て支援センター事業**	乳幼児、保護者	就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境を提供するもの。	①育児に悩んだり、話し相手がいなかったりする保護者が集い交流することで、自殺のリスクの軽減に努める。 ②事業の委託先と連携し、利用者のうち、育児や家庭状況の悩みで自殺のリスクを抱えている保護者の早期発見に努める。	保健課
93	**スクールソーシャルワーカー派遣事業**	小・中学校児童・生徒・教職員・保護者等	児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけ支援を行うスクールソーシャルワーカーを、不登校や問題行動等を抱える児童生徒の学校や家庭に派遣し、相談や関係機関、地域とつなぎを行い、支援する。	児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを、垂水小と垂水中央中を中心として、必要に応じて他の小学校へも派遣することで、教育相談体制の整備・充実を図り、積極的に福祉課や関係機関とつなぐことにより、児童生徒や保護者、教職員を支え、よりよい地域社会の形成に努める。	学校教育課